#### 新築又は取得用 令和5年分 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート D — 1

のチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)に よる住宅取得等資金の非課税(以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。)の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック 項目**を示したものです。

「令和5年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート®-1」(以下「チェックシート®-1」といいます。)の「住宅取得等 資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり(「4、8、9③·④、12」のチェッ ク項目は除きます。)、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合(「9」のチェック項目は除きます。) には、原則と して「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。 (注) 「チェックシート®-1」の「9①」と「9②」のいずれにも該当しない人は、「チェックシート®-1」の「9③・④」の要件に代えて、このチェ ックシートの「7、8」の要件となります。

また、次の場合には、このチェックシートと要件<u>が異なる点がありますので、「令和5年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に</u> 関する税制上の措置)』のチェックシート©-1 新築又は取得用」を併せてご使用ください。 ① 令和6年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

- 令和6年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては 原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合
- 上記①に該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に 「『非課税限度額』に関する事項」の『 $N_0.12$ 』に掲げる書類により証明されたもの」を「 $[N_0.12]$ 」に掲げる書類により証明され る見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○ で囲んでください

# 〇「受贈者等」に関する事項

9

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失をしていること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること(①に該当する人を除きます。)。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください(該当しない箇所は空欄のままで結構です。)。 [家屋の所在地: [損壊の程度: [居住の用に供した日又は居住の用に供しようとしていた日:平成年月日]  (注)「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態(「チェックシート®ー1」の「7」の(注)参照)にあるものを含み、自己所有(持ち家)か他人所有(賃貸等)かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記1の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除され た日以後1年を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、平成23年3月11日から会和5年12月31日までの間に贈与を受けた金銭について	いいえ	はい
4	あなたは、平成23年分から令和3年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	はい
Ę	【平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失をしたことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成23年12月31日(平成23年1月1日から同年3月10日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成24年12月31日)までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 [家屋の所在地: [申告をした税務署名: 税務署]	はい	いいえ

#### 〇「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項(「チェックシート®-1」の「8、9③・④」に代わる要件)

	6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
	_	【取得をした家屋が「チェックシート $\hat{A}$ -1」の「 $9$ ①」と「 $9$ ②」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】	はい	
	/	取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、耐震基準に適合するものとして「添付書類 一覧 $\mathbb{D}-1$ 」の「No. $7\cdot8$ 」の $\mathbb{D}$ の書類により証明されたものですか。	いいえ	
;	8	【7で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、「添付書類一覧®-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「添付書類一覧®-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされたものですか。	はい	いいえ

### 〇「非課税限度額」に関する事項(「チェックシート@-1」の「12」に代わる要件)

あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(次の省エネ等基準に適合する住宅用の 家屋であることにつき、**「添付書類一覧㈜-1」の「No.12」**に掲げる書類により証明されたものをいい ます。) ですか。

①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級(構造躯体の倒壊等 防止) 2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級(専用部分) 3以上

(注) 令和4年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、 その金額をこのチェックシートの「9」の回答欄の【非課税限度額】から控除した残額が、令和5年分の贈与税の申告で非課税の適用 を受けることができる金額となります。

#### 【非課税限度額】

は い⇒1,500万円 (省エネ等住宅)

いいえ⇒1,000万円 (上記以外の住宅)

## 令和5年分 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 ①一1 新築又は取得用

この添付書類一覧は、令和 5 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための<u>震災特例法固有の添付書類等</u>を確認する際に使用してください(「No.1、 $3 \cdot 4 \cdot 5$ 、 $7 \cdot 8$  (注)」は 「令和 5 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート $\mathbb{D}$  - 1」の番号に対応しています。)。

また、<u>申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類に加え、「令和5年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧</u>-1」の「No.  $1 \sim 12$ 」(「No.  $7 \cdot 8 \cdot 9$ 」の左欄の②及び③を除きます。) に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

(注) 「 $No.7 \cdot 8$ 」の書類は、取得した家屋が「f=y0 トe0 ー 1」の「e1」の「e2」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

#### 〇「受贈者等」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をしている人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人(①に該当する人を除きます。) イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	
3 4 5	平成22年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 (注)添付書類として提出する必要はありません。	
7 · 8	次に掲げるいずれかの書類(チェックシート®ー1の「7」で「はい」と回答した場合に必要となります。)     a 耐震基準適合証明書     b 建設住宅性能評価書の写し      (注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。     2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。      ② 次に掲げるいずれかの申請書等の写し(住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類)及びその申請書等に応じた証明書等(チェックシート®ー1の「7」で「いいえ」と回答した場合に必要となります。)     申請書等     a 建築物の耐震改修の計画の認定申請書 耐震基準適合証明書     b 耐震基準適合証明申請書(仮申請書) 耐震基準適合証明書     c 建設住宅性能評価申請書(仮申請書) 建設住宅性能評価書の写し      (注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。     2 証明書等は、令和6年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。     3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。	

	-·-·-· 年	月	日	 	 	 . – . –							· · -	 	<b>-</b> ·	- · -	· <b>-</b> ·	- · ·	<b>-</b> ·
受贈者の	住所:			 	 	 	<del></del> _	受.	贈者	fの 	フリガ <b>氏 名</b>	ነታ <b>3</b> : - · =		 				<del>-</del> -	= .